

令和 8 年 4 月

農業者の皆様へ

鏡石町農業補助金のお知らせ



【注意事項】

記載の事業は、町への申請前に実施（購入）してしまうと補助の対象とならない場合がございますので、ご注意ください。

補助をご希望の際は、必ず実施（購入）前に補助金の申請を行ってください。

また、今回ご案内する事業のほか、国・県等の支援事業もありますので、新たな取組み等を検討されている方は、町産業課までご相談ください。

【問合せ先】

鏡石町産業課 農政グループ

住所：岩瀬郡鏡石町中央59番地（勤労青少年ホーム内）

電話：0248-62-2118 FAX：0248-62-2550

Mail：sangyo@town.kagamiishi.lg.jp

【農業機械に関すること】

①生産体制強化支援事業（風評に打ち勝つ園芸産地競争力強化事業）

福島県が実施する風評に打ち勝つ園芸産地競争力強化事業のうち、生産体制強化支援事業に係る事業費の10%を町が上乗せで補助支援します。

対象者	風評に打ち勝つ園芸産地競争力強化事業の補助対象者。
補助対象	・施設及び付帯設備、設備資材購入費 ・農業機械等のリース導入費 ・県育成品種の種苗購入費
補助金額	事業費の1/10を町が上乗せ支援。 (福島県補助率1/2以内)

②水田農業経営規模拡大支援事業

水田農業経営者が賃貸借件の設定や経営規模拡大を図る場合において、機械・施設等の購入費用を支援します。

対象者	申請時点で水稻作付面積が4ha以上であり、農用地利用集積計画等による貸借権を新たに50a以上設定する認定農業者等。
補助対象	営農に要する機械・設備等（乗用田植機、コンバイン、乾燥・調整機、色彩選別機等）の経費
補助金額	・貸借権設定が50a以上1ha未満の場合 1/3以内 上限50万円 ・貸借権設定が1ha以上の場合 1/3以内 上限100万円



③鏡石町農作業省力化支援事業補助金

農作業の省力化に取り組む小規模農業者に対し、必要な農作業機械の導入を支援します。

対象者	町内に住所を有する農業者等のうち、以下の事業を行う方。	
	(1) 飼料用米の栽培に新たに取り組む方又は規模を拡大する方。	(2) 多面的機能支払交付金を活用する活動組織の構成員として活動する方。 ※補助対象者は、1経営体につき同一年度内1回の申請となります。交付後3年度以内は申請できません。
補助対象	催芽機、米袋昇降機、噴霧器、散布機、苗箱洗浄機、その他町長が認める水稻栽培に用いる機械の購入費。	チェーンソー又は草刈機の購入費。
補助金額	購入費用の1/3 上限3万円	

④鏡石町水田園芸作物推進事業

水田で販売目的に野菜や果樹、花きを生産する農業者に対して、機械等に係る費用の一部を支援します。

対象者	水田で販売目的に野菜や果樹、花きを生産する農業者。	
補助対象	(1) 栽培設備 ビニールハウス、果樹の簡易棚、ハウス内の設備等。	(2) 生産用機械 播種機、管理機、袋詰機、皮むき機等。
補助金額	整備費用の1/3。 上限100万円。	購入費用の1/3。 上限5万円。

【土壌消毒に関すること】

○鏡石町農業振興事業（野菜生産振興事業）

きゅうり、いちごの土壌消毒を実施する農業者に対し、その費用の一部を支援します。

※事業主体：夢みなみ農業協同組合

対象者	きゅうり、いちごの土壌消毒を実施する農業者。
補助対象	きゅうり、いちごの土壌消毒薬剤。
補助金額	薬剤費用の1/4。

【収入保険に関すること】

○鏡石町農業振興事業（農業収入保険加入促進事業）

農業経営収入保険制度の加入者に対し、保険料の一部を支援します。

対象者	農業経営収入保険制度の加入者。
補助対象	農業経営収入保険料の一部。
補助金額	農業経営収入保険料の1/10。

【風評被害に関すること】

○農作業放射能汚染検査

販売店から放射能検査証の提出を求められた農作物等を対象に放射能汚染検査を実施し、農産物等の安全・安心をPRします。

対象者	町内農業者。
補助対象	販売用の農作物。
補助金額	無料（1生産者1品目1検体のみ。）

【就農・担い手に関すること】

○鏡石町農業人生応援プロジェクト事業

事業名		補助対象	補助金額
1 農業次世代 人材投資資金 支援事業	準備型支援タイプ	(1) 農業人材力強化支援事業農業次世代人材投資資金受給者。 (2) 鏡石町内に居住し、農業経営を行う方。 (3) 町税を滞納していない方。	国が実施する農業人材力強化支援事業農業次世代人材投資資金（準備型、経営開始型）交付額の1/10以内。
	経営開始型支援タイプ	(1) 町農業経営改善計画認定者、町青年等就農計画認定者。 (2) 町税を滞納していない方。	
2 農業経営分析支援事業		鏡石町認定農業者会や農業者で組織する団体。	経営分析委託料の1/2以内。上限10万円。
3 プロフェッショナル経営 体育成指定研修受講支援事業	団体研修タイプ	鏡石町認定農業者会や農業者で組織する団体。	団体が開催する研修の経費について、事業費の1/2以内。上限5万円
	個人研修タイプ	(1) 町農業経営改善計画認定者、町青年等就農計画認定者。 (2) 町税を滞納していない方。	交付対象者個人が受ける研修について、予算の範囲内で1回あたり5千円。
4 農業就農者 支援事業	後継者支援タイプ	(1) 町農業経営改善計画認定者の経営を引き継いだ後継者で、新たに町の行経営改善計画の認定を受けた方。	農業経営の引継ぎ時の年齢が45歳～65歳未満で1件当たり10万円。 (1回限り)
	新規参入支援タイプ	(1) 町青年等就農計画認定者。 (2) 町税を滞納していない方。	新規就農時の年齢が45歳～65歳未満で年間10万円を5年間給付。 ただし65歳到達年まで